

# 物品購入仮契約書(案)

令和 年 月 日

甲(発注者) 新居浜市一宮町一丁目5番1号  
新居浜市  
新居浜市副市長 赤尾 禎 司

乙(受注者)

|          |                                                         |     |     |        |
|----------|---------------------------------------------------------|-----|-----|--------|
| 1 契約金額   | <div></div> <div>うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円</div>            |     |     |        |
| 2        | 品名(品質・形状・寸法)                                            | 数 量 | 単 価 | 金 額(円) |
|          | 消防ポンプ自動車<br>(仕様)<br>別紙のとおり                              | 1 台 |     |        |
| 3 納入期限   | 令和8年3月31日                                               |     |     |        |
| 4 納入場所   | 新居浜市消防本部                                                |     |     |        |
| 5 契約保証金  | 免除                                                      |     |     |        |
| 6 その他の事項 | 議決を経たときは、この契約書は地方自治法第234条第5項の契約書とみなすものとする。 議決日 令和 年 月 日 |     |     |        |

標記物品について、発注者を甲、受注者を乙として新居浜市契約規則を遵守の上、次の条項によって契約を締結する。

- 第1条 乙は、物品の納入に当たり、甲の指示に従うものとする。
- 第2条 乙は、物品の納入をするときは、甲に通知し、検収を受けなければならない。
- 第3条 代金の支払は、検収後適法な支払請求書を受領した日から30日以内とする。
- 第4条 乙は、納入完了までに生じる破損、若しくは紛失又は甲が行う検収に適合しないときは、乙の負担において取り替えるものとする。
- 第5条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、納期内の納品ができないと明らかに認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員等(新居浜市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者及び執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員等であると認められるとき。
  - (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。
  - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (7) 物品購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から第6号までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (8) 乙が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者を物品購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
  - (9) 前各号のほか、乙が新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）若しくはこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 第6条 この契約の内容につき変更を必要とする時は、甲乙誠意を持って協議するものとする。

上記契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙各自1通を保有する。